

沼田都市計画地区計画の変更（沼田市決定）

都市計画清水町南部地区地区計画を次のように変更する。

名 称		清水町南部地区	
位 置		沼田市清水町字滝下、滝平、砂押、戸鹿野町字蕨平、稲荷平、稲荷前、新町字稲荷平及び鍛冶町字滝平の各一部	
面 積		約 5.6 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、国道120号沿道に位置し、既存の食品製造工場が立地する本市の主要な工業地の1つである。また、本地区は湧水に恵まれており、将来にわたり食品製造工場が立地するにふさわしい環境にある。 このため、建築物等の適正な誘導を行うとともに、より環境への負荷が小さく、安全性・供給安定性に優れた産業用エネルギーへの燃料転換により、工業地としての機能が最大限に活かされるようにすることで、本市における生産機能の維持・向上を図り、持続的な産業振興を促すことを目標とする。	
	その他の当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地利用の方針：本市の主要な工業地として機能の向上を図るとともに、周辺の住宅地の居住環境に配慮した生産環境の形成を図る。</li> <li>●建築物等の整備方針：生産環境の維持・向上を目指し、適正な土地利用を促進するとともに、土地利用の方針に沿って不適当な用途の建築物が混在することを防止するため、建築物等の用途の制限について定める。</li> <li>●緑化の方針：現状の緑地の保全及び敷地内緑化に努め、緑豊かな潤いのある工業地としての良好な環境を維持する。</li> </ul>	
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	清水町南部地区
		地区の面積	約 5.6 ha
	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第一号に掲げるもの 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9第1項で定める準工業地域内に建築してはならない建築物のうち、マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガスの貯蔵又は処理に供する建築物を除くもの	
備	考		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり